き

きかいかんり　機械管理　国鉄における機械管理業務の範囲は，機械の新設，改良，機能維持等に関する事項であって，その基本となる細目は，機械管理規程（昭和39・4総裁達第187号）に基づき制定された機械施設基準規程・機械検査基準規程・機械取扱基準規程・機械運用基準規程・機械図面管理基準規程・機械統計報告等基準規程に示されている。支社以下においては，前記本社基準規程に定められた事項以外の事柄について，対応する規程を定めているので，機械管理業務が円滑に推進される。

管理規程および基準規程は，固定財産種目および機器名称鑑（基準規程）に定める機器の内から，電力機器・医療機器・通信機器・事務機械・器具・土木工事および軌道保守に専用する機械（工事用機械器具運用基準規程および保線用機械取扱基準規程の適用を受ける機械）を除くその他の機械ならびに工作物の機械部分，たとえば転車台・可動橋・給水柱等に適用される。

機械管理業務の推進は，次の区分に従って機械財産整理局所長が行なう。

機械の所在箇所	機械財産整理局所長
本社	工作局長および電気局長
本社附属機関	本社附属機関の長
工場	工場長
発電区・給電区・変電区	3支社長・鉄道管理局長または給電管理局長
電修場	3支社長または鉄道管理局長
自動車営業所	地方自動車事務所長
自動車工場	自動車工場長
前記機関以外の機関	3支社長・東海道新幹線支社長または鉄道管理局長

1　機械施設基準規程　この規程は，機械を施設するときに使用する規程，機械を選定する場合の注意事項，貨車移動機の形式およびジャッキ，クレーン等の機械の主要構造を規定する。

2　機械検査基準規程　この規程は，機械の機能維持のために必要な検査の種類・検査の責任者・技術的数値等について定めたものである。局所長は，所管する機械の性能および機能を維持するための検査，修繕施行の義務があり，また保守担当主任は，検査計画を立てるとともに，使用箇所長に対して，機械使用上の指導を行なうことが義務づけられている。

機械は＊1類機械と＊2類機械の2種類に大別され，機械には機械番号を，また重要機械には重要機械指定標を表示する。

検査は，検査の内容を表わす見回り検査・丙検査等の6区分に分割され，また，どのような時期に検査を行なうかによって，3区分される。検査の周期は支社長および支社の機関の長が定め，乙検査・甲検査・特別検査を行なった機械には，実施年月を表示する。

検査の責任者は，検査の内容による区分に応じて定め，また検査対象箇所・使用限度・落成値等を定めて適正な検査，修繕を行なうことを可能としている。特定の機械については，検査記録の様式を定めている。

3　機械取扱基準規程　この規程は，貨車移動機・クレーン・ボイラ・空気調和装置などの機械を取り扱う者の資格，資格取得の方法および屋外に設けられた荷役機器に対する暴風時の措置を定めたものである。

4　機械運用基準規程　機械は，ある期間使用すると物理的寿命に到達し使用不能になる。たとえば修繕車種の転換に伴い，使用可能な機械が，その工場では不用になる場合がある。この規程は，このような場合における機械の用途廃止および転用の処理手続を定め，機械の有効活用および財産整理の適正化をはかるものである。

5　機械統計報告等基準規程　機械管理の業務は，機械が設置され，使用され，機能維持のための検査，修繕が行なわれ，最後に除却されるまでの，いっさいの事項を含むものである。これらの行為に関する計画および結果は，統計資料としてはあくし，改善のために有効に活用する必要がある。この規程は前記目的を達成するために，次のような台帳・履歴簿および統計報告の種類・様式等を定めたものである。

台帳および履歴簿は1枚のホールソートカードに必要事項が記載されている。前者は局所長および使用箇所長が財産管理上使用し，後者は，保守担当主任が保管し，機械の検査，修繕等を行なった場合は，施行者がその結果をこれに記載して機械の履歴として残し，のちのちの修繕，改造，新設の計画資料にも用いる。局所長は営業用荷役機械・石炭荷役機械・車輪旋盤・ばね修繕装置・制輪子鋳造装置等の特定機械について，使用時間・生産量・故障件数等を記載した使用成績報告を工作局長に報告する。これにより特定機械の働き状態を確認し，不良なものは移設，廃棄等の手配をする。

事故および故障の報告ならびに検査，修繕実績の報告は，保全の質的向上，適正な修繕費の策定のために活用する。

駅区機械・工場機械の台数・財産額・経年等はIBMによって，機械名別・設備箇所別等多様な要素に区分して集計される。

国鉄が保有する駅区機械は，昭和38年度末において3万4,439台，財産額367億7,246万円であり，工場機械は，1万8,036台，財産額258億7,840万円である。

固定資産（機器）台帳